

応急仮設住宅の入居状況及び修繕方針等について

1 応急仮設住宅の入居状況について

(1) 応急仮設住宅(プレハブ型) 93団地 建設戸数3,504戸 うちGH45戸

*平成26年6月30日現在 90団地 供与戸数3,466戸 うちGH18戸

*東新城二丁目住宅7戸, 松崎外ヶ沢GH9戸, 卯名沢住宅一部4戸, 松崎柳沢GH18戸 除く

	平成24年1月18日 (最も多いとき)	平成26年6月30日 (現在)	比較 増減
入居戸数(戸)	3,360	2,936	△ 424
【入居率】 (入居戸数/建設戸数)	【95.9%】	【83.8%】	△12.1%
a 空室数(戸)	144	530	386
b 応援職員用(戸)	72	104	32
c 談話室等(戸)	0	15	15
空き戸数(a-b-c)	72	411	339
入居世帯数(世帯)	3,155	2,754	△ 401
入居者数(人)	8,288	6,478	△ 1,810

【参考】応急仮設住宅(プレハブ型)入居者の年齢状況 H26.6.30現在

	平均年齢	65歳以上	高齢化率
応急仮設住宅(プレハブ型)入居者(GH除く)	49.8歳	2,087人	32.3%
気仙沼市全体	50.4歳	22,603人	33.3%

(2) 民間賃貸(みなし仮設) *気仙沼市受付分(県内物件)

	平成24年1月31日 (最も多いとき)	平成26年6月30日 (現在)	比較 増減
件数(件)	1,602	1,016	△ 586
入居者数(人)	4,737	2,811	△ 1,926

*本市で被災し、宮城県内他市町村及び岩手県内で申請し、民間賃貸(みなし仮設)に居住している方は、346件807人

*本市で被災し、宮城県及び岩手県以外の民間賃貸(みなし仮設)に居住している方は、65件106人

(3) 退去(解約)件数 *累計 H26.6.30現在

	件数	理由
応急仮設住宅(プレハブ型)	865	住宅新築購入, 自宅修繕終了等
民間賃貸(みなし仮設)	632	

(4) 入居待機者世帯 47世帯 *希望する地域(団地)に空きがないため H26.6.30現在

内訳	① 県外・市外への避難者, 地元に戻りたい	4世帯
	② 実家, 親戚宅に入居していた *アパート取り壊しで住居がない等	11世帯
	③ 部屋追加・移動希望 *家族の増加等	32世帯

2 応急仮設住宅の今後の修繕方針等について

応急仮設住宅については、これまで小規模な不具合について、市において修繕を行い、維持管理に努めてまいりました。しかし、建設から約3年が経過し、入居期間も長期化することから、耐久性の問題が懸念されるところです。

県では、平成26年度に基礎杭の点検、補強工事等の実施について想定しておりますが、これまで応急仮設住宅に入居したまま大規模修繕を行った前例がないことから、修繕の手法も含め調査を行うこととしております。現在、応急仮設住宅が建設されている市町と、調査対象とする仮設住宅の選定について協議を行っているところです。

本市においては、現時点で基礎杭等の腐食に関する報告はありませんが、入居されている方がより安心して住んでいただくため、調査が必要であると考えております。

このことから、県に先立ち、応急仮設住宅維持管理委託業者である気仙沼復興株式会社に依頼し、すべての応急仮設住宅について、基礎杭の確認調査を行ってまいります。なお、委託先の調査員に対しては事前に専門技術者から指導を行うこととしており、この調査の結果を踏まえ、今後、適切な維持管理に努めてまいります。

本市の基礎杭の確認調査期間と方法

平成26年7月から8月（予定）

床下の基礎杭を目視により確認する

3 応急仮設住宅用地の借地契約の状況（延長契約等）

応急仮設住宅用地として借用している民有地については、当初契約は2年6か月であったことから、平成25年度に38団地について契約更新を行いました。また、1団地（東新城二丁目住宅7世帯）について、契約終了により用地を返還いたしました。

（平成26年7月11日現在）

応急仮設住宅団地数	89団地（グループホーム1団地を除く）
うち民有地借用団地数	38団地

※平成25年度に1団地の用地を返還済み

契約状況（平成26年3月31日現在）

有償・無償の別		契約期間	
有償借用	36団地	平成29年3月末まで	37団地
無償借用	2団地	平成27年3月末まで	1団地

※平成27年3月末まで契約している1団地の地権者とは、次回の契約期間を平成29年3月末までとすることで既に同意を得ている。

4 応急仮設住宅の備品譲与の申請状況（退居者に対する申請率等）

「応急仮設住宅」及び「借り上げ公営住宅（市営住宅・県営住宅）」で使用している備品については、平成26年6月1日以降に退去される方に、現在使用している備品を希望により譲与しており、これまでの備品譲与の申請状況は次のとおりです。

備品譲与の申請状況（平成26年6月1日から6月30日までに退去された方）

退居された世帯総数	22世帯（A）
うち備品譲与申請	19世帯（B）
退去者に対する申請率（B）÷（A）	86.4パーセント

※上記以外に6月中に44件の譲与の申請があった。

譲与申請の内訳（申請19件中）

種 類	エアコン	ファン ヒーター	電気 ストーブ	こたつ	こたつ 布団	カーペッ ト	カーペッ トマット
申請数	15	11	7	4	5	11	10

種 類	照明	ガス コンロ	物置	消火器	暖房 便座	郵便 受け	畳
申請数	4	7	17	17	0	2	9

※台数・個数は延数

なお、応急仮設住宅で譲与されたエアコンや物置等の移設費用については、補助の上限を超えない範囲で、がけ地近接等危険住宅移転事業もしくは市独自支援制度において、引越費用補助の対象となります。